

令和7年第4回臨時議会(令和7年11月27日)に係る行政報告

議長より、発言の機会をいただきましたので、本臨時会の開会にあたり、行政報告、並びに主な提案内容について説明をさせていただきます。

この度、急を要する審議案件が発生したことから、本臨時会を招集させていただきました。ご配慮を賜りました議員皆様に心からお礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、会議案にありますとおり、専決処分の承認案件3件、条例の一部改正2件、令和7年度一般会計、診療所特別会計、及び簡易水道事業会計のそれぞれ補正予算3件の計8件に係る審議案件を提出しておりますので、議員皆様には特段のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、これまでの主だった行政報告、並びにこれら議案の主な提案趣旨等について説明いたします。

はじめに、9月に発生した暴風雨による村内被害についてであります。

去る9月13日から14日に発生した暴風雨により、村内各所において飼料用デントコーンの倒伏や折損などの被害が発生しました。

さらに翌週の21日には、釧路地方において道内で初めての線状降水帯が発生するなど、大雨などによって村道や林道の損壊、さらに村管理の農業施設などにも被害が出たところであります。

特に、飼料用デントコーンについては、その後の懸命な収穫作業により、一定程度の収量は確保できたとのことでありますが、被害に遭われた農家皆様に対し、お見舞い申し上げるとともに、釧路丹頂農協と連携しながらその後の影響を注視しているところであります。

次に、村内における高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。

去る10月30日、村内で保護されたタンチョウ1羽から、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、過日、報道発表されたところであります。

感染したタンチョウの個体はすでに死亡しているところですが、この発表を受け、タンチョウ保護などを所管する教育委員会において、環境省釧路自然環境事務所や鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリなどと連携し、定期的に給餌場周辺を巡視するなど、タンチョウの様子について監視を行っております。

なお、鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃厚な接触があった場合などを除いて、人には感染しないと考えられており、村民の皆様には冷静な対応をお願いするものでございます。

次に、各議案の主な提案趣旨等についてあります。

はじめに、下幌呂希の杜第2期分譲地宅地造成その1工事、並びに中雪裡下久著呂線第2工区改良工事に関する工事請負契約変更の専決処分であります。

両工事ともに、工事の進捗上、やむを得ない費用が新たに発生し、工事請負契約における契約金額の変更が必要となったことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分したところであります。

続いて、一般会計補正予算に係る専決処分についてであります。

先の報告のとおり、9月の暴風雨などによって村道や林道、村管理の農業施設への被害対策を早急に講じることとしたことから、10月1日付で応急措置のための費用を計上した一般会計補正予算第4号を調製し、専決処分したものであります。

次に、一般職員給与条例等の一部改正についてであります。

本年8月、人事院において民間給与が公務員給与を上回る状況から、国に対して月例給と期末勤勉手当を引き上げることをはじめとした国家公務員の給与改定などの勧告が行われました。

この勧告に沿って、政府は今月11日に今年度の国家公務員一般職の月給、並びに期末・勤勉手当を引き上げる給与法の一部を改正する法律案に関する閣議決定が行われたところであります。

これを受け、本村においても、地方公務員法の趣旨等により、国などの改正内容と同様に職員給与等を改定することとし、一般職員給与条例の一部改正、並びに特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正を提案するものであります。

最後に、一般会計、診療所特別会計、及び簡易水道事業会計、それぞれの補正予算の主な内容については、ただいまご説明いたしました給与改定等に要する調整額などを計上したものであります。

以上で、私からの行政報告、並びに各議案の主な提案趣旨等の説明とさせていただきます。